

平成 30 年 6 月 26 日
京 都 市

「大宮交通公園整備事業」の事業者選定に係る諮問について

（諮問理由）

大宮交通公園は、自動車交通の急速な進展に伴い、本市の交通事故発生件数が過去最大となった昭和 44 年に、子どもが楽しみながら交通に関する知識や、正しい交通ルールを身につけることができる施設として整備されました。

本公園は、市民の方々に大変親しまれている公園ではありますが、施設の老朽化などの課題も現れていることに加え、防災機能の向上のため、平成 33 年度を目途に北消防署を本公園の一部に移転することに伴い、一層使いやすい公園となるよう検討する必要があります、「大宮交通公園のあり方について」貴審議会にて御審議いただき、平成 29 年 8 月 25 日に答申を頂きました。

本公園は、今後、都市計画審議会の承認を経て、都市計画を変更した後、答申の再整備コンセプトに基づいて再整備等を行う予定ですが、その際、事業者を公募により選定していくことを予定しており、事業者を選定するに当たり、御意見をいただきたく、貴審議会に諮問するものです。

＜大宮交通公園事業者選定部会 部会員（案）＞

	氏 名	所 属 等	分 野	備 考
部会長	槇村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 関西大学社会安全学部客員教授	学識者	
部会員	吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	学識者	特別委員
部会員	奥田 希充子	公認会計士・税理士	有識者	特別委員
部会員	野間 秀行	一般社団法人京都造園建設業協会 相談役	有識者	
部会員	八代 章子	市民公募委員	市 民	

（参考）京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、
専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると
認めるときは、部会を置くことができる。

＜選定部会スケジュール（案）＞

日 程	内 容
平成30年6月26日	第8回京都市都市緑化審議会 (大宮交通公園整備事業者選定について（諮問及び部会設置）)
秋以降	第1回大宮交通公園事業者選定部会 (大宮交通公園事業者募集要項（案）の審議)
	第2回大宮交通公園事業者選定部会 (公募結果の審議)
	第9回京都市都市緑化審議会 (大宮交通公園整備事業者選定について（答申）) 事業者決定
平成32年度中	再開園

【大宮交通公園】(平成30年6月26日現在)

区 分：交通公園

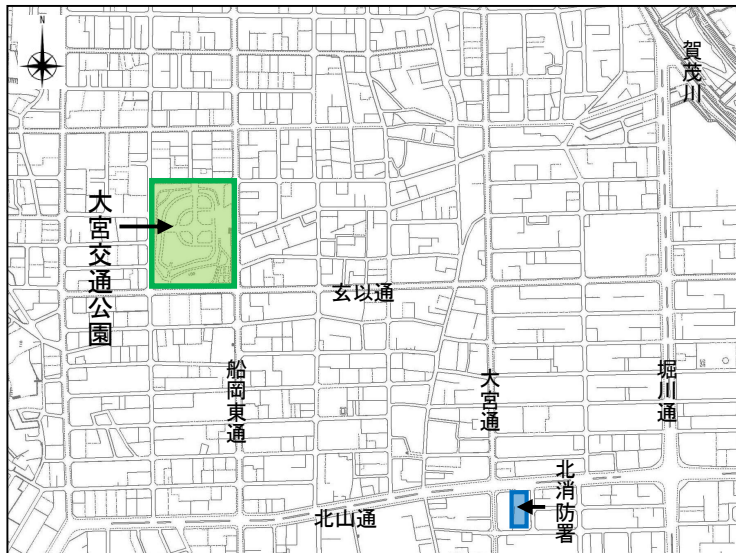
場 所：京都市北区大宮西脇台町

面 積：約2.1ha

開園告示日：昭和44年3月31日

都市計画決定：昭和37年8月22日(変更)

そ の 他：広域避難場所



箇 所 図



大宮交通公園